



平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 カップ・クリエイト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 徳山 桂一
(コード番号 7421 東証第 1 部)
問合せ先 取締役財務本部長 中井 鉄太郎
電話番号 048-650-5100

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、平成 20 年 5 月 28 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、次の要領により新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当対象者

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等

(2) 発行する新株予約権の総数

2,974個を上限とする。(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 (以下、「付与株式数」という。) は普通株式 50 株。ただし、次項 (3) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 148,700 株を当初の総株式数の上限とする。

なお、新株予約権を割当てる日 (以下、「割当日」とする。) 以降に当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数が生じる場合は、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は以下のとおりとする。

割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値または発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分をする場合またはこれに準ずる場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} & \text{調整前} & & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が割当日後、資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(7) 新株予約権行使の条件

ア. 新株予約権を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員等であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

イ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

ウ. 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

エ. その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の単数が生じたときは、その端数を切上げる。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加する資本金を減じた額とする。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会議において定める。

以上